

# 婚姻などの届出の際には 「窓口に来られた方」の「本人確認」を行います。

- ◆本人確認を行う届出 ・・・ 婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届
- ◆本人確認を行う対象者 ・・・ 届書を窓口に持参した方（使いの方も含みます。）
- ◆本人確認を行う窓口 ・・・ 本庁市民課、各行政センター市民サービス課

## ◆本人確認の方法・・・

1. 次に掲げる「顔写真つきの官公署発行の書類 1つ」を提示してください。

- a. 運転免許証
- b. パスポート
- c. 国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等  
船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許証 猿銃・空気銃所持許可証 戰傷病者手帳  
宅地建物取引士証 電気工事士免状 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証  
特種電気工事資格者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書  
運航管理者技能検定合格証明書 動力車操縦者運転免許証 教習資格認定証  
警備業法第23条第4項に規定する合格証明書  
身体障がい者手帳 精神障がい者保健福祉手帳 療育手帳  
運転経験証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る）
- d. 在留カード、特別永住者証明書
- e. マイナンバーカード
- f. 国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真貼付のものに限る）

2. 上記の書類を提示できない場合は次の「イ、ロの書類各1つずつ（計2つ）」を提示してください。

- イ・健康保険の資格確認書  
国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度（書面によって作成されたものに限る）  
・介護保険証  
・国民年金手帳  
・年金証書（国民年金・厚生年金保険・船員保険）  
・証書（共済年金・恩給）  
・印鑑登録証明書（届書に押印した印鑑に係るもの）

- ロ・学生証  
・法人が発行した身分証明書  
・国又は地方公共団体が発行した資格証明書（写真貼付のものに限る）

3. 上記イ、ロの書類各1つずつを提示できない場合は「上記イの書類 2つ」を提示してください。

4. 上記イの書類2つを提示できない場合は、窓口に来られた方の戸籍に記載された事項について質問し、お答えいただく方法等により本人確認をさせていただく場合があります。

【次の場合（届出当事者の本人確認ができなかった場合）には届出を受理したことをご本人に通知します。】

- (ア)使いの人が届書を持参された場合 → 当事者全員に通知します
- (イ)執務時間外に当直室に届書を持参された場合 → 当事者全員に通知します
- (ウ)届書を郵送された場合 → 当事者全員に通知します
- (エ)当事者が届書を持参された場合で、その方の本人確認ができなかった場合または当事者のうちの一部の方しか本人確認ができなかった場合 → 本人確認ができなかった当事者の方に通知します

◆住民票やマイナンバーカードなどに旧姓（旧氏）が併記できます。希望者は別途手続きが必要です。

◆詳しくは、市民課、各行政センター市民サービス課窓口へお問い合わせください。